（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課」を「スポーツ庁政策課」に改める。

第十四条中「中央教育審議会」を「スポーツ審議会」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第八条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一文部科学省の項中「日本学士院」を「日本学士院
スポーツ庁」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「文部科学省」の下に「、スポーツ庁」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（中央教育審議会令の一部改正）

2　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表生涯学習分科会の項第二号中「（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第四号中「の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び」を「及び」に改め、「（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「及びスポーツ・青少年分科会」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。

第五条第一項の表大学分科会の項第一号中「（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）」を削り、同表スポーツ・青少年分科会の項を削る。

第七条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

第十条ただし書中「、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　中谷　元

スポーツ審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十九号

スポーツ審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　スポーツ審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員は、学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命する。

2　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、スポーツ庁政策課において処理する。